

福祉用具貸与事業者の皆様へ

宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課

国保連合会への介護給付請求時の注意事項について
(平成 30 年 10 月貸与分(11 月の介護請求分)から)

本会の事業運営につきましては、平素より格別のご高配をいただき、厚くお礼申し上げます。

平成 30 年 7 月 13 日付介護保険最新情報 Vol. 663 にて、福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について通知されております。

これらの内容について確実にご対応いただく必要があることから、注意事項としてお知らせいたします。該当事業所におかれましては、平成 30 年 10 月からの福祉用具貸与分の請求に際して、ご注意くださいいただきますようお願いいたします。

1. 商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の掲載先について

商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限については厚生労働省のホームページに掲載しています。また、本内容は公益財団法人テクノエイド協会のホームページでも掲載しています。以下を御参照いただきますようお願いいたします。

○厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

○公益財団法人テクノエイド協会ホームページ

<http://www.techno-aids.or.jp/visible/index.shtml>

2. 介護給付請求について

平成 30 年 10 月の貸与分から、商品ごとの貸与価格の上限を超えて貸与を行った場合、各国民健康保険団体連合会の審査において返戻となりますのでご留意いただきますようお願いいたします。